

コーティング上からのタンク板厚の測定に使用するデジタル
表示超音波厚さ計の型式試験確認に係る業務規程

平成4年1月1日危保規程第7号
改正 平成9年3月4日危保規程第8号
平成11年10月19日危保規程第18号
令和4年11月1日危保規程第10号

第1 目的

本業務は、内面にコーティング、塗装あるいはライニング（以下「コーティング」という。）が施工された屋外貯蔵タンク底板（アニュラ板を含む。）について、コーティング上から板厚を測定する際に使用するデジタル表示超音波厚さ計（以下「厚さ計」という。）について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が当該厚さ計の製造、販売する者の申請に基づき、厚さ計の製造、購買管理、検査等に係る品質の保持に必要な条件を確認するとともに、厚さ計の性能に関する型式試験確認を行い、厚さ計の測定可能範囲等を明らかにし、もって、コーティング上からのタンク板厚測定の適正な実施を図ることを目的とする。

第2 業務の内容

本業務は、コーティングが施工された屋外貯蔵タンク底板について、コーティング上から板厚を測定する際に使用する厚さ計を対象とし、当該厚さ計の製造者等の申請により、型式について試験確認を行うものとする。

第3 型式試験確認の方法

本業務は、確認工場方式により行うものとする。

確認工場方式とは、理事長が、構成部品等の購買管理、製造工程、検査工程、品質管理体制等から型式試験確認に適合する厚さ計を継続して製造することができると認められた工場等を指定する方式をいう。

型式試験確認の方法は、次により行うものとする。

- 1 厚さ計の型式試験確認は、「屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について」（昭和63年5月27日付け消防危第72号）に規定する「コーティング上からのタンク板厚の測定に使用するデジタル表示超音波厚さ計に関する性能試験方法に係る基準」（以下「性能試験方法に係る基準」という。）に基づき、厚さ計の性能について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が別に定める「コーティング上からのタンク板厚の測定に使用するデジタル表示超音波厚さ計の性能等に関する型式試験確認実施要領書」（以下「試験確認実施要領書」という。）により確認

を行うものとする。

2 本業務に係る型式試験確認の対象とする厚さ計は、次に示す要件を満たすものでなければならない。

- (1) 型式試験確認申請書において、当該厚さ計の履歴が追跡確認できること。
- (2) 型式試験確認申請書において、当該厚さ計の回路図が完備していること。
- (3) 型式試験確認申請書において、当該厚さ計の試験設備及び点検要領が完備していること。
- (4) 型式試験確認の対象とする厚さ計は、新たに製造される厚さ計であること。

第4 型式試験確認業務に関する手続き等

(申請書の受理)

1 申請書の受理については以下によるものとする。

- (1) 厚さ計に係る型式試験確認を受けようとする者は、様式第1に示す型式試験確認申請書(正副2通)に、別表第1及び次に掲げる書類を添えて理事長に申請するものとする。協会は、これを確認後申請を受理する。

区 分	部 数	備 考
外形図等	正 副 2部	・構造、主要寸法、部品名、材質等を明らかにした外形図、 組立断面図等 ・送信回路部のIC、受信回路部のIC及びトランジスタ の製造元及び型名(製品銘板) ・探触子の製造元及び表示記号、厚さ計の型名(製品銘板)
仕様・構造説明書	正 副 2部	別紙1
社内試験成績書等	正 副 2部	・社内で実施した検査の成績表 ・試験片類及び測定機器類について説明した資料
型式試験確認実施 計画書	正 副 2部	・型式試験確認実施手順 ・立会方法

- (2) 第4、3(2)の通知を受けた者が、改めて(1)の申請を行う場合は、不適合となった原因及び改善措置について説明した資料並びに改めて実施した社内試験成績書等を添付しなければならない。

2 協会は、申請書類の審査を行った後、試験確認実施要領書に示す方法によって型式試験確認を実施するものとする。

協会は、職員を型式試験確認の実施場所に派遣し、別表第2に掲げる書類を確認するとともに、申請者が行う試験に立会う。

- (1) 型式試験確認の実施場所は、あらかじめ申請者によって申請された場所とする。
- (2) 型式試験確認に使用する試験片類及び測定機器類は、申請者の負担で準備されるものとする。なお、型式試験確認に使用する試験片類のうち、標準試験片CT-1、CT-2及びCT-3については、別紙1に示す検査記録書を申請書に添付し、提出するものとする。
- (3) 協会の職員による型式試験確認への立会方法は、原則として申請書に添付された型式試験確認実施計画書によるものとする。
ただし、立会時に明らかに不適切であると認められた場合は、協会の職員は改善・変更を求めることができるものとする。

(型式試験確認結果通知書の交付)

- 3 理事長は、第3に定める型式試験確認に係る現地調査及び性能試験を完了したときは、申請者に対し、以下により通知する。
 - (1) 型式試験確認の結果から、性能試験に適合する厚さ計を継続して製造することができる場合、様式第2に示す確認工場指定通知書により通知するものとする。当該通知書には、確認工場の番号、確認工場に指定する期間（当該期間は1年間とする。以下「確認工場指定期間」という。）、型式確認番号、申請のあった厚さ計の性能範囲等を明示する。
 - (2) 型式試験確認の結果から、申請のあった厚さ計の型式に適合となるものがなく、確認工場に指定しない場合は、様式第2-2に示す型式試験確認結果通知書に、その理由を記して申請者に通知する。

(性能範囲の追加に係る型式試験確認)

- 4 確認工場の指定を受けた者が、協会の型式試験確認を受けた型式の厚さ計について、性能範囲のうち、測定可能なコーティングに関して塗料の種類、製造者、銘柄及びコーティング厚さを性能範囲に追加しようとする場合は、あらかじめ協会の行う性能範囲の追加に係る型式試験確認を受けなければならないものとする。
 - (1) 性能範囲の追加に係る型式試験確認を受けようとする者は、様式第3に示す申請書（正副2通）に、第4、1(1)の規定に準じて性能範囲の追加に係る必要書類を添えて理事長に申請するものとする。また、必要書類には外形図等、仕様・構造説明書、社内試験成績書等及び型式試験確認実施計画書を正副別に添付するものとする。
 - (2) 協会は、(1)の性能範囲の追加する部分について、第4、2の規定に準じて型式試験確認を実施する。
ただし、型式試験確認は、第3、1に示す性能試験方法に係る基準のうち、3-4コーティング厚さに対する試験及び3-5 腐食部に対する試験について、試験確認実施要領書に従って型式試験確認に準じて行うものとする。
 - (3) 理事長は、性能範囲の追加に係る型式試験確認の結果を、様式第4に示す型式試験確認結果通知書により通知する。当該通知書には、型式確認番号、申請のあった厚さ

計の性能範囲及び判定等を明示する。

- (4) (3)の通知で不適合又は未実施となった型式の厚さ計について、改めて(1)の申請を行う場合は、不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した資料及び改めて実施した社内試験成績書等を添付しなければならない。

(型式の追加に係る型式試験確認)

- 5 確認工場の指定を受けた者が、新たな型式の厚さ計について型式試験確認を受けようとする場合は、協会の行う型式の追加に係る型式試験確認を受けなければならないものとする。

(1) 型式の追加に係る型式試験確認を受けようとする者は、様式第5に示す申請書(正副2通)に、第4、1(1)の規定に準じて必要書類を添えて理事長に申請するものとする。また、必要書類には外形図等、仕様・構造説明書、社内試験成績書等及び型式試験確認実施計画書を正副別に添付するものとする。

(2) 協会は、(1)の型式の追加について、第4、2の規定に準じて型式試験確認を実施する。

(3) 理事長は、型式の追加に係る型式試験確認の結果を、様式第6に示す型式試験確認結果通知書により通知する。当該通知書には、型式確認番号、申請のあった厚さ計の性能範囲及び判定等を明示する。

(4) (3)の通知で不適合又は未実施となった型式の厚さ計について、改めて(1)の申請を行う場合は、不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した資料及び改めて実施した社内試験成績書等を添付しなければならない。

(型式試験確認済証の交付)

- 6 協会は、申請に基づき、既に協会の行う型式試験確認を受けた型式の厚さ計について、型式試験確認済証を交付するものとする。

(1) 型式試験確認済証の交付を求める者は、様式第7に示す型式試験確認済証交付申請書により、理事長に申請するものとする。

(2) 協会は、(1)の申請に係る厚さ計が型式試験確認を行ったものと同一型式であると認めるときは、様式第8に示す型式試験確認済証を交付するものとする。

(3) 申請者は、表示管理責任者を選任し、型式試験確認済証を適正に管理するとともに、受領年月日、受領枚数、貼付年月日、貼付枚数及び残枚数等の帳簿(以下「表示管理簿」という。)を整備し、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

(試験確認証明書の交付)

- 7 協会は、申請に基づき、既に協会の行う型式試験確認を受けた型式の厚さ計について、試験確認証明書を交付するものとする。なお、試験確認証明書の交付申請手続き等については、別に定める。

(定期調査)

- 8 確認工場の指定を受けた者が、確認工場指定期間を超えて引き続き確認工場の指定

を受けようとする場合は、確認工場指定期間中に協会が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。

- (1) 定期調査を受けようとする者は、様式第9に示す定期調査申請書（正副2通）に、第4、1(1)に規定した書類を添えて理事長に申請（型式確認番号が付与された厚さ計を2以上有する者は、それぞれ申請）するものとする。また、必要書類には外形図等、仕様・構造説明書、社内試験成績書等及び型式試験確認実施計画書を正副別に添付するものとする。
- (2) 協会は、第4、2に準じて定期調査を実施する。
ただし、定期調査は、新たに製造される同一型式の厚さ計（型式確認番号が付与された厚さ計を2以上有する者は、それぞれの厚さ計）について、試験確認実施要領書に従って行うものとする。
- (3) 理事長は、定期調査の結果を、様式第10に示す結果通知書によりその旨を申請者に通知する。当該通知書には、確認工場指定期間、申請のあった型式の厚さ計の判定等を明示する。
- (4) (3)の通知で不適合又は未実施となった型式の厚さ計について、改めて型式試験確認を受けようとする場合は、9に示す再定期調査により申請することができる。

（再定期調査）

- 9 定期調査を実施した結果8(4)の通知を受けた者は、確認工場指定期間の終了日の翌日から3か月以内で1回に限り調査（以下「再定期調査」という。）を受けることができるものとする。
 - (1) 再定期調査の申請は8(1)に準じて行うものとする。この場合、不適合となった型式の厚さ計について、不適合となった原因及び改善措置について説明した資料並びに改めて実施した社内試験成績書等を添付しなければならない。
 - (2) 協会は、(1)の再定期調査の申請があった場合は、申請書類を審査し、8(2)に準じて、再定期調査を行うものとする。
 - (3) 理事長は再定期調査の結果を、様式第10に示す結果通知書によりその旨を申請者に通知する。当該通知書には、確認工場指定期間、申請のあった型式の厚さ計の判定等を明示する。

（定期調査の延期）

- 10 確認工場の指定を受けた者で、確認工場指定期間中に型式試験確認済証を貼付した厚さ計の販売実績がない場合は、定期調査を延期することができるものとする。
 - (1) 定期調査を延期したい者は、様式第11に示す定期調査延期届け（正副2通）に、第4、5に規定する表示管理簿の写しを添えて理事長に届け出るものとする。
 - (2) 協会は、表示管理簿の写しから、型式試験確認済証が適切に管理されていることを確認した場合は、定期調査延期届けを受理するものとする。
 - (3) 定期調査を延期した者で新たに製造した厚さ計に型式試験確認済証を貼付する場

合は、当該厚さ計を出荷する前に定期調査を受けなければならない。この場合の手続き等は、第4、8に準じるものとする。

第5 型式試験確認等に関する留意事項

1 既に型式試験確認を受けた厚さ計について、構造（厚さ計本体の形状、外形寸法等の外観を含む。）及び機能等の変更（第4、4に定める性能範囲の追加及び第4、5に定める型式の追加を除く。）は認めないものとする。

2 型式試験確認の手続き関係

(1) 協会は、災害その他やむを得ない事情により、第4、8に定める定期調査を行うことが困難な場合で、厚さ計の品質の確保が図れると認めるときは、最長60日の範囲内で確認工場指定期間を延長することができる。

(2) 型式試験確認を受けた者及びその関係者は、この業務規程により協会が発行した文書を改ざんしてはならない。

(3) 型式試験確認を受けた者は、様式第12に示す通知書再発行申請書により、通知書の再発行の申請をすることができる。

(4) 型式試験確認を受けた者が、指定を受けた厚さ計の型式を廃止する場合は、様式第13に示す型式廃止届出書により理事長に届け出るものとする。

(5) 型式試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じた場合は、変更内容が記載された書類等を添付のうえ速やかに様式第14に示す変更届出書により理事長に届け出るものとする。

ア 住所又は法人の住所

イ 氏名又は法人の名称

ウ 法人の代表者の氏名又は職位

エ 確認工場の名称又は住居表示

オ その他必要と認める事項の例として、以下に示す場合

(ア) 送信回路部のIC又はトランジスタについて、同機能を有するもので製造元を変更する場合

(イ) 受信回路部のIC又はトランジスタについて、同機能を有するもので製造元を変更する場合

3 型式試験確認の実施方法

(1) 型式試験確認の実施場所での調査は、当該調査に要する時間を考慮し、申請者又は届出者が効率的に計画すること。協会の職員は、他の業務等に支障ある場合、型式試験確認の実施場所での調査を完了せずに終了することができる。この場合、調査が完了しなかった厚さ計の型式の判定は、未実施とする。

(2) 厚さ計の型式が複数ある場合の調査は型式ごとに行うこと。

(3) 型式試験確認に使用する試験片類は、申請者の責任において型式試験確認の実施

前に測定、確認、証明等し、社内試験成績書等に記録すること。

- (4) 性能試験に用いる測定機器類は、公的検査機関が発行した精度に関する証明書を有するもの又は協会の職員が試験を実施するうえで十分な精度を有すると認めるものでなければならない。
- (5) 性能試験の実施において供試品等を滅失又はき損しても、協会及びその職員はその責を負わない。

第6 立入調査

- 1 理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、型式試験確認を受けた者に対し、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に関係ある場所に立ち入らせ、厚さ計の製造方法、検査方法等又は型式試験確認済証の管理状況等を調査させ、質問させることができるものとする。
- 2 協会の職員は必要により、関係ある場所にある厚さ計（型式試験確認を実施した型式に限る。）から供試品を指定し、関係者の承諾を得て性能試験を行わせることができるものとする。
- 3 理事長は、関係ある場所への立入調査に際し、緊急を要する場合を除き、あらかじめ様式第15に定める立入調査実施通知書により通知する。
- 4 型式試験確認を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、立入調査に応じなければならないものとする。また、関係資料の提出又は書面による報告を求められた場合は、指定された期限までに回答しなければならないものとする。
- 5 理事長は、立入調査結果を踏まえ、第8、2に定める撤回その他必要な措置を講じる。
- 6 理事長は、立入調査結果を様式第16に示す立入調査結果通知書により通知するものとする。当該通知書に指摘及び指導等の記載のある場合は、当該通知を受けた者は、その内容について真摯に取り組まなければならないものとする。
- 7 立入調査の結果、型式試験確認を受けた者の責に帰すべき事由が認められる場合は、立入調査に要した費用一式を当該型式試験確認を受けた者が負担するものとする。この場合、協会は、当該型式試験確認を受けた者に対して費用を請求することができる。当該請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会から請求された額を振り込まなければならない。

第7 手数料

- 1 手数料の額は、(1)から(5)に掲げる業務の種類に応じて定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、型式試験確認等のため、協会の職員が関係ある場所に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。
- (1) 第4、1に定める型式試験確認及び第4、5に定める型式の追加の型式試験確認

- 1 型式につき 330,000円
- (2) 第4、4に定める性能範囲の追加の型式試験確認
1 型式につき 231,000円
- (3) 第4、8に定める定期調査及び第4、9に定める再定期調査
1 型式につき 165,000円
- (4) 第4、6に定める型式試験確認済証の交付
型式試験確認済証1枚につき 7,500円
- (5) 第5、2(3)に定める再発行
1 部につき 1,000円

2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1 日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

- (2) 外国で行う型式試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

- (3) 外国で行う型式試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第8 型式試験確認結果の取消し等

- 1 理事長は、型式試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当する場合は、確認工場に指定した旨の通知書又は型式確認番号を付与した通知書（以下「指定通知等」という。）を取り消し又は撤回することができる。

なお、この場合において、既に納付された手数料等は、原則として返戻しないものとする。

- (1) 不正又は不当な手段を用いて型式試験確認を受けたことが判明したとき
- (2) 真正かつ公正な型式試験確認業務の遂行を阻害した例として以下に示す場合
 - ア 型式試験確認を受けた以外の厚さ計に型式試験確認済証を付したとき
 - イ 協会の発行文書を偽造し、又はねつ造したとき
 - ウ 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき

- (3) 協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある例として以下に示す場合
 - ア (1)又は(2)に該当する行為の結果として、協会の信用に支障が生じたとき
 - イ 協会が発行した文書を不正に利用したとき
 - ウ 協会を不当に誹ぼうしたとき
 - エ 型式試験確認済証が譲渡され、又は貸与されたとき
 - オ 型式試験確認を受けた者の債権者等が型式試験確認済証を占有したとき
 - (4) この業務規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められる例として以下に示す場合
 - ア (1)から(3)に該当する行為が過失（故意、過失の認定が困難な場合を含む。）により行われたとき
 - イ 協会が本業務に際して、資料の提出又は書面による報告を求めた場合に、正当な理由がないのに、これに応じなかったとき
 - (5) 第三者に型式試験確認済証を占有されたとき
- 2 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、指定通知書等について、その全部又は一部を撤回することができる。（1に該当する場合を除く。）
- なお、この場合において、既に納付された手数料等は、原則として返戻しないものとする。
- (1) 性能試験方法に係る基準又はこの業務規程が改正され、改正後の性能試験方法に係る基準又は業務規程の規定に型式試験確認を受けた厚さ計が適合しなくなったとき
 - (2) 第6の立入調査への協力、関係資料の提出又は書面による報告を怠ったとき
 - (3) この業務規程の定めによらず、次の行為を行った場合
 - ア 第4、4の性能範囲の追加
 - イ 第4、5の型式の追加
 - ウ 第5、1の厚さ計の構造、機能等の変更
 - (4) この業務規程に定める次の調査等の結果から、指定通知等の内容を継続することが適当でないと認めた場合
 - ア 第4、4の性能範囲の追加に係る型式試験確認
 - イ 第4、8の定期調査又は同9の再定期調査
 - ウ 第6の立入調査
 - (5) 手数料等の振込がなかった場合で、型式試験確認を受けた者に対して協会が手数料等の振込を催告した日の翌日から起算して30日以内に手数料等が振り込まれなかった場合
 - (6) 上記に定めるもののほか、型式試験確認を受けた者又はその関係者がこの業務規程に違背した場合
- 3 協会は、1又は2に定める取り消し又は撤回を行おうとする場合は、原則として、型

式試験確認を受けた者にあらかじめその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

- 4 1又は2に定める取り消し又は撤回の通知を受けた者は、該当する厚さ計に型式試験確認済証を付すことはできない。

また、既に付した型式試験確認済証を抹消しなければならない。

- 5 1又は2に定める取り消し又は撤回の通知を受けた者は、残存する型式試験確認済証を速やかに協会に返納しなければならない。

なお、この場合において、協会は、返納された型式試験確認済証に係る代金を原則として返戻するものとする。

第9 申請の不受理等

1 申請の不受理

次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (2) 申請者が第8、1に定める取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない場合
- (3) 第8、1に定める取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が申請者又はその役員である場合
- (4) 申請者又はその役員が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終った日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) 理事長が型式試験確認を行うことが不適當であると認める場合

2 申請受理の留保

次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) この業務規程に定める次の資料等が申請に添付されていない場合、又は添付されていても内容が妥当でない場合
 - ア 第4、1(2)に定める資料等
 - イ 第4、4(4)に定める資料等
 - ウ 第4、5(4)に定める資料等
 - エ 第4、9(1)に定める資料等
- (2) 理事長が申請受理を留保することが適當であると認める場合

第10 雑則

(書類の返還)

- 1 協会は、型式試験確認申請の際に提出された書類のうち、副本1部を型式試験確認終了後、申請者に返還する。

(協会による調査)

2 既に、協会の行う型式試験確認を受けた厚さ計の内容について、疑義が生じ調査する必要があると協会が判断した場合、協会はその旨を型式試験確認を受けた者に通知し、型式試験確認を行った内容に適合しているものか否か及び型式試験確認済みである旨の表示が適切であるか否かを確認するための調査を行うことができるものとする。

(通知書の取消し等)

3 協会は、不正又は不当な手段を用いて、型式試験確認を受け、又は型式試験確認結果通知書若しくは試験確認証明書の不正使用、改ざん等を行い又は型式試験確認済証を不正に貼付した場合等には、型式試験確認結果通知書の取消し、型式試験確認済証の返還等の必要な処置をするとともに、これを公表する場合もある。

なお、この場合において手数料等は原則として返却しないものとする。

附則

- 1 この業務規程は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この業務規程の施行の際、現に交付されている試験確認証明書は、この業務規程に基づき交付された試験確認証明書とみなす。

附則 (平成9年3月4日危保規程第8号)

- 1 この業務規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則 (平成11年10月19日危保規程第18号)

- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。
- 2 旅費等の必要な経費の算定に係る細則は、廃止する。

附則 (令和4年11月1日危保規程第10号)

- 1 この業務規程は、令和4年11月1日から施行する。

別表第 1

提出書類
<p><申請する企業に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業の事業概要書 2 企業の組織図
<p><製造する工場等に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造設備等の配置図（概要） 2 製造設備（主要な付属設備、ジグ及び工具を含む。）の概要 3 製造工場等の組織体系図（品質管理責任者及び表示管理責任者の位置づけを明確にする。） 4 社内規格一覧表（別表第 2 に掲げる各種規程等）
<p><製造管理に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造工程の概要（QC 工程表に基づくもの。） 2 品質管理の方法（QC 工程表に基づく製造工程中における品質管理の概要、品質特性概要及び社内試験の実施要領の概要） 3 購買管理（外注の場合は、外注状況、外注管理）及び受入検査
<p><製品検査に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験設備（試験片、検査器具及び測定機器類を含む。）の概要
<p><機器及び技術の維持管理に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造設備（主要な付属設備、ジグ及び工具を含む。）の管理の概要 2 試験設備（試験片、検査器具及び測定機器類を含む。）の管理の概要 3 従業員への品質管理教育と作業訓練の概要
<p><製品への責任に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ロット管理及び製品の出荷管理の概要 2 苦情処理体制の概要
<p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その他理事長が必要と認めた資料等

注 第 4、8（定期調査）については、表示管理簿の写しを添付すること。

別表第 2

調査時に確認する書類
<p><申請の対象となる厚さ計に関する事項></p> <p>1 製品規格</p>
<p><申請する企業に関する事項></p> <p>1 事業概要</p> <p>2 社内標準管理規程</p>
<p><製造工場等に関する事項></p> <p>1 製造技術標準又は製造作業標準</p> <p>2 製造設備等の配置図（詳細）</p>
<p><製造管理に関する事項></p> <p>1 QC 工程表</p> <p>2 製造設備管理標準</p> <p>3 購買規程、外注管理規程</p>
<p><製品検査に関する事項></p> <p>1 品質管理規程（検査、試験実施要領含む。）</p> <p>2 社内試験成績書（過去 1 年間とする。）</p>
<p><機器及び技術の維持管理に関する事項></p> <p>1 試験設備保守管理規程</p> <p>2 試験設備の精度証明一覧</p> <p>3 教育訓練規程</p>
<p><製品への責任に関する事項></p> <p>1 ロット管理及び製品の出荷管理に関する社内基準</p> <p>2 苦情処理規程</p>
<p>その他</p> <p>1 第 4、6 に定める表示管理簿（該当する場合に限る。）</p> <p>2 その他品質管理に関する規程等</p>